

千葉県公共事業景観形成指針

平成21年3月
千葉県

はじめに

本県は、美しい海岸線や緑豊かな丘陵、農村、漁村や歴史的な町並み、また計画的に整備された市街地など、それぞれの地域において特色のある多様な景観を有しています。

県では、この“地域の財産”であるすぐれた景観を保全し、また新たに価値ある景観を創出するため、平成20年4月に「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」を施行し、より一層、景観行政を推進しています。

公共施設は、地域の重要な社会基盤であると同時に、地域の景観形成にも大きな役割を担っているものです。景観に配慮した公共施設を整備することは、地域の景観づくりの先導的な役割を果たすとともに、地域住民の景観づくりへの意識の高揚をもたらすことも併せて期待されます。

この指針は、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成のために配慮すべき事項について基本的な考え方をまとめたものです。

本指針を有効に活用し、景観に配慮した公共事業に継続的に取り組み、美しく魅力ある県土づくりを進めてまいります。

平成21年3月

千葉県知事 堂本 暁子

目次

1 . 指針の目的	1
2 . 適用の範囲	2
3 . 基本的な考え方	4
4 . 各段階において配慮すべき事項	9
4 - 1 . 調査・構想・設計段階	9
4 - 2 . 施工段階	11
4 - 3 . 維持管理段階	12
5 . 推進方策	13

1 指針の目的

公共施設の建設等を行う公共事業は、その規模の大きさから地域の景観に与える影響も大きく、また、利便性や快適性などの生活に密接に関連することから県民の関心も高く、地域の景観形成の大きな役割を担っている。

本指針は、千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例（平成 20 年千葉県条例第 3 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき定めるものであり、本県の持つ豊かな自然、歴史、文化などの地域特性を活かし、美しく魅力ある地域の景観形成の先導的な役割を果たしていくため、公共事業の実施にあたり、良好な景観の形成のために配慮すべき基本的な考え方を示すものである。

（解説）

平成 15 年 7 月、国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」を発表しました。その前文には、経済発展の基盤づくりにおいて、量的に充足することを追求する一方で、景観などの質の面で至らなかったことがあることを認識し、これからの国土整備のあり方を、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下に、美しい国づくりに向けて大きく舵を切ることにしたということが記されています。

平成 16 年 12 月には「景観法」が施行され、良好な景観の形成に向けた本格的な取組が全国各地で活発に行われてきています。これは本県においても例外ではありません。

そのような中、平成 20 年 4 月に、本県でも「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」（以下「条例」という。）が施行され、良好な景観の形成についての基本理念や県の責務、県民の役割などの基本的枠組みを示したところです。

景観に配慮した公共施設整備を行うこと、すなわち公共施設の整備を通じて良好な景観の形成を推し進めることは、美しい県土づくりのための重要な要素の一つです。景観に配慮した公共施設は、施設を利用する人々の景観に対する意識の変化をもたらし、身近なところから良好な景観形成に取り組もうとするような意識が芽生えるなど、地域や民間の景観づくりを先導していく役割も期待されます。

本県は美しい海岸線や丘陵、広大な田園、さらには歴史的なまちなみや都会的なまちなみなど多様な景観を有しています。県内で行われる公共事業は、このような多様な景観の中で行われるものであるため、景観に関する留意事項等について「この種の施設はこうあるべきである」と断定することは困難です。

良好な景観の形成に関して正解は一つではなく、個々の実施内容は場所と場面に応じてその都度判断されるべきものです。しかしながら、その原則的な考え方は変わるものではありません。本指針は、公共施設の整備にかかわる

担当者が良好な景観について考え、創造し、各現場においてよりふさわしい姿を導き出すための考え方を示すものです。

なお、本指針は、条例第 25 条の定めに基づき策定するものです。

「千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例」

第五章 公共事業景観形成指針

(公共事業景観形成指針)

第二十五条 知事は、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成のために配慮すべき事項に関する指針を定めなければならない。

2 適用の範囲

(1) 対象事業

この指針は、千葉県が実施する公共事業について適用する。

なお、景観形成のための配慮の内容や程度については、事業の目的を踏まえた上で、事業を行おうとする地域の実情やその他の景観形成に及ぼす影響等を勘案し、適切な運用に努めるものとする。

(解説)

本指針は、1の目的を達成するための県独自の指針であり、県が実施する公共事業について適用します。

県は、道路、河川、海岸、港湾、砂防、公園、上下水道、県営住宅、県有林、農業基盤、庁舎、学校、病院等の建設や改築、維持修繕など、様々な公共事業を実施しており、県が実施する公共事業とは、知事部局、水道局、病院局、企業庁、教育委員会事務局、警察本部が実施するすべての公共事業が該当します。

なお、景観形成のための配慮を行うにあたっては、たとえば道路法、河川法、建築基準法などの法律をはじめ、道路構造令、河川管理施設等構造令、道路標識設置基準、視線誘導標設置基準、道路橋示方書などのほか、事業実施に係る関係法令等との整合を図るとともに、配慮の内容や程度については、事業の目的を踏まえた上で、事業を行おうとする地域の実情やその他の景観形成に及ぼす影響等を勘案し、適切な運用に努めることが必要です。

(2) 適用の除外

災害復旧事業などの緊急を要する事業、小規模な維持補修や地下構造物などの周辺景観に与える影響が無いか極めて小さい事業については、適用を除外することができるものとする。

(解説)

災害復旧においては、被災後のわずかな期間で災害状況の調査、工法選定、事業費算定などの検討を行う必要があり、景観についての十分な調査・分析を行う時間的な余裕が無いことが多いため、本指針の適用を除外することができるものとしします。

また、原状復旧を基本とする小規模な維持補修などの事業や地下構造物などの事業は、その性格上、周辺景観に与える影響が無いか極めて小さいことが多いため、これらの事業についても、本指針の適用を除外することができるものとしします。

なお、除外事業であっても、可能な範囲で景観への配慮を行うことが望まれます。

(3) 国、市町村等への周知

県内で公共事業を行う国、市町村又は公共的団体に対しては、本指針の趣旨の周知に努めるものとする。

(解説)

県内で行われる公共事業には、県以外にも、国、市町村又は公共的団体（都市再生機構、県まちづくり公社、県道路公社など）が行うものがあります。これらの公共事業は、地域や事業の特性を活かした景観づくりを尊重しつつも、基本的な考え方において、県の考え方のもと景観への配慮が行われることが望まれます。

本指針は、県内で行われる公共事業のうち県が行うものを対象としていますが、国、市町村又は公共的団体に対してはこの指針の趣旨を周知し理解していただくことで、千葉県ならではの一貫性のある景観づくりが行われることも目指しています。なお、地方分権の観点から、「遵守するよう要請する」、「協力を求める」などというような表現は用いず、「周知に努める」という表現にとどめています。

3 基本的な考え方

公共事業を実施するに当たっての良好な景観の形成のための基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 安全性、機能性及び経済性など様々な視点から検討することとあわせ、景観に配慮するものとする。

(解説)

前述の通り、平成15年7月、国土交通省により「美しい国づくり政策大綱」がまとめられました。この前文には、「戦後、我が国はすばらしい経済発展を成し遂げ、(中略)社会資本はある程度量的には充足されたが、我が国土は、国民一人一人にとって、本当に魅力あるものとなったのであろうか?」と言及されています。そして、美しい国づくりのための取り組みの基本姿勢のなかに、美しさの形成を公共事業や建築活動などの際に原則として実施すべき要素の一つとして位置づけることとしました。

公共施設は、安全性・機能性・利便性など、施設本来の「用」の機能が確保されていることが求められますが、これに加えて周辺環境との調和や機能美によって景観への配慮がなされること、すなわち「用」と「美」が調和することも求められるということです。美しさとはプラスアルファとしての付加価値ではなく、機能性や経済性ととも満たすべき必要事項の一つであるということです。

公共施設の整備における景観への配慮とは、単に機能に関係のないペイントや装飾を施したり、グレードアップによりコストを増大させたりすることではありません。コストをかけて豪華にするのではなく、またコスト縮減のみを優先して景観の整備を省くのではなく、地域の特性と調和し、事業の景観形成方針の実現のために、必要なものに対して適切なコストをかけることが本質的に重要です。

(2) 地域の自然、歴史、文化などの景観特性に配慮するものとする。

(解説)

県内には、地形や気候、土地利用形態の異なる様々な場所があり、また、それぞれに異なる歴史に基づいて人々の生活が営まれています。地域の景観特性は、そのような地域の自然や人々の営みにより様々です。

公共事業の実施にあたっては、生物多様性の視点に加えて、その地域の景観特性を把握し、周辺景観と調和することが求められます。特異で唐突な存在ではなく、地域に馴染み、地域に受け入れられるものであることが望まれます。

(3) 見る位置 (視点場) と見られる対象 (視対象) との関係を考慮した景観形成に努めるものとする。

(解説)

景観は、見る対象となるもの (視対象) をどこから見るか (視点場) という関係で成り立っています。

公共施設は、視対象として様々な視点場から眺められます。例えば、展望台や高台だけでなく、移動する鉄道や自動車、船舶などからも眺められます。

また、街並みや沿道景観を眺める場所としての道路、河川や湖沼とその周辺に広がる風景を眺める場所としての橋梁や堤防のように、公共施設そのものが視点場となる場合もあります。

公共施設の整備にあたっては、整備しようとする公共施設を眺めることができる視点場がどこにあるのか、そしてそれらの視点場から公共施設がどのように見えるのか、また、公共施設自体が周囲の景観を眺める視点場として機能を有しているかなどを考慮した景観形成が望まれます。

(4) 市町村が実施する景観施策に配慮し、相互に連携して良好な景観の形成に努めるものとする。

(解説)

県内市町村の中には、景観行政団体となり景観計画を策定したり、あるいは景観行政団体でなくとも地域の良好な景観を保全・創出するために独自の景観条例を策定したり、また特色のあるまちづくりを進めているなど、良好な景観の形成のために独自の計画に基づき様々な取組を行っているところがあります。このようなまちづくりに関する計画などを有している市町村内において事業を行おうとする場合には、統一した景観形成を図るため、その計画内容について調査・把握し、それらの計画により定められている事項との調整などを行うことが必要です。

なお、市町村の景観計画の中で、県が管理する道路、河川その他の公共施設を「景観重要公共施設」として指定することについては、景観行政団体である市町村の意向を尊重し、協議に対して適切に対応していくことはもちろんのこと、特に、景観行政団体である市町村の区域で、地域の骨格となる道路や河川などの景観上重要な施設を、景観法に基づく景観重要公共施設として指定するよう要請することも望まれます。

「景観行政団体」とは・・・

景観行政を担う主体として法に定められた新しい概念であり、都道府県、政令市、中核市は自動的に、その他の市町村は県との協議・同意により景観行政団体になることができます。

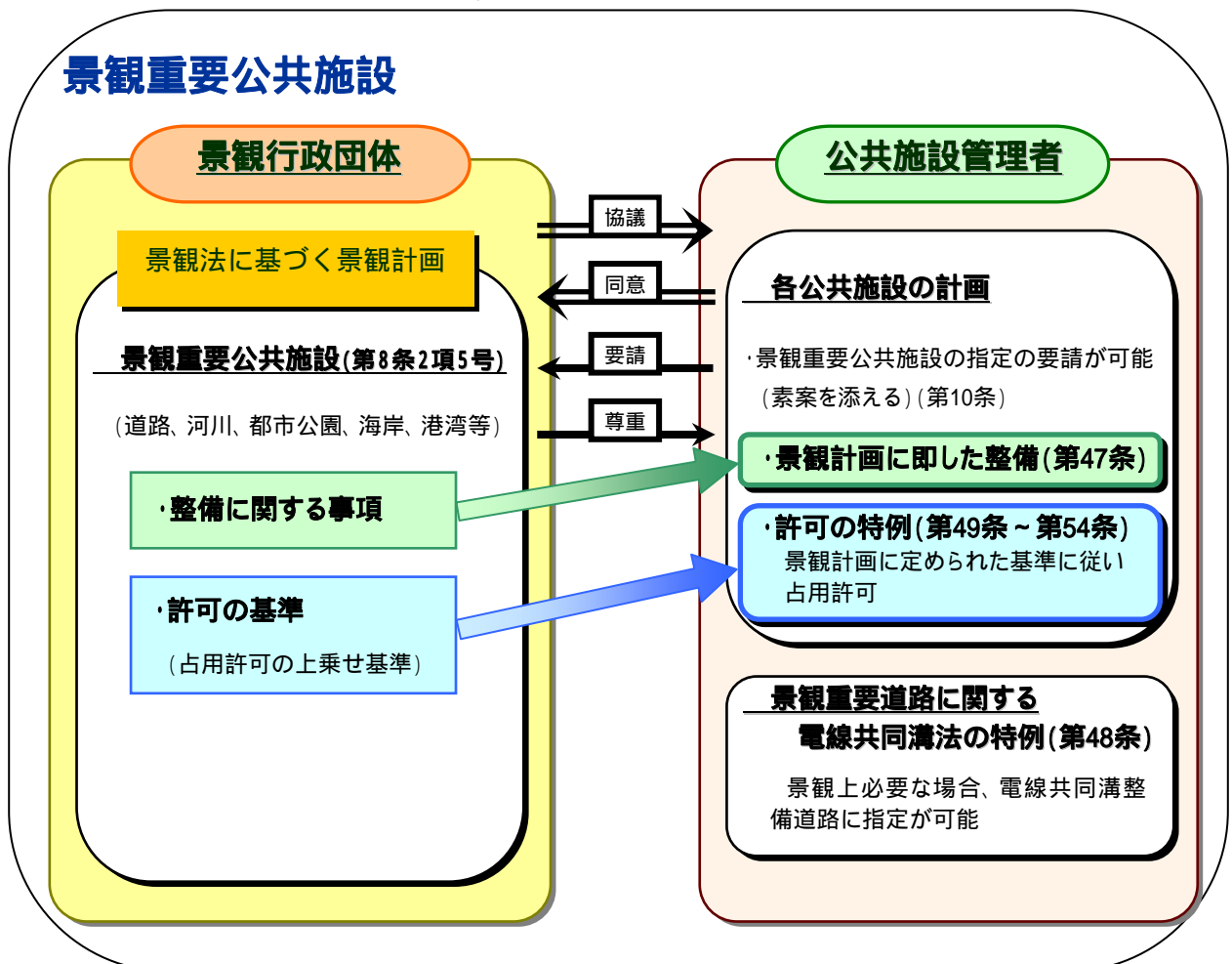
なお、景観についての二重行政を避けるため、一つの行政区域では、都道府県か市町村のどちらか一方が景観行政団体となります。

「景観計画」とは・・・

景観行政団体は、現にある良好な景観を保存する必要がある区域や良好な景観を形成する必要がある区域(景観計画区域という)を定めて、景観計画を定めることができます。景観計画では、建築物や工作物の形態、色彩、その他意匠についての基準などを定めるほか、景観計画区域内にある景観上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定することができます。

「景観重要公共施設」とは・・・

道路、河川、都市公園などの公共施設は、建築物、工作物、屋外広告物、農地、森林等とともに、地域の景観を構成する重要な要素の一つです。景観法では、景観行政団体が、公共施設管理者との協議・同意のもと、景観計画区域における良好な景観の形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定することが可能となっており、景観計画に「整備に関する事項」や「許可の基準」を定めた場合、公共施設管理者は景観計画に即した整備や占有許可を行います。



(5) 本指針のほか、国が策定している景観形成ガイドライン等を活用するものとする。

(解説)

「美しい国づくり政策大綱」をうけ、平成 16 年以降、国土交通省をはじめとする各省庁から、事業ごとに景観形成ガイドライン等が示されています。公共事業の実施にあたっては、本指針の趣旨を理解するとともに、本指針に記載の無い具体的、技術的事項についてはこれらのガイドライン等を活用し、本県の地域特性を活かした景観の形成に努めていくことが求められます。

1) 道路

景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン(国土交通省道路局)(H16)
道路デザイン指針(案)
(国土交通省都市・地域整備局、道路局)(H17)

2) 河川・砂防

歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン
(国土交通省河川局、文化庁文化財部)(H15)
河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料
(国土交通省河川局)(H18)
河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」
(国土交通省河川局)(H18)
多自然川づくり基本指針(国土交通省河川局)(H18)
砂防関係事業における景観形成ガイドライン
(国土交通省河川局砂防部)(H19)

3) 海岸

海岸景観形成ガイドライン
(国土交通省河川局、港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁)(H18)

4) 港湾

港湾景観形成ガイドライン(国土交通省港湾局)(H17)

5) 住宅・都市

住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン
(国土交通省住宅局)(H17)
景観ガイドライン「都市整備に関する事業」(案)
(国土交通省都市・地域整備局)(H17)

6) 農山漁村

美の里づくりガイドライン(農林水産省農村振興局)(H16)

農業農村整備事業における景観配慮の手引き

(農林水産省農村振興局)(H18)

7) 官庁営繕

官庁営繕事業における景観形成ガイドライン

(国土交通省官庁営繕部)(H16)

8) その他景観形成に係る参考資料等

景観重要公共施設の手引き(案)(国土交通省都市・地域整備局)

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針

(国土交通省大臣官房)(H19)

4 各段階において配慮すべき事項

公共事業を実施する各段階において良好な景観の形成のために配慮すべき事項は、前項の基本的な考え方を踏まえた上で、次のとおりとする。

4 - 1 . 調査・構想・設計段階

(1) 事業区域における景観特性及び景観に関連する計画・施策等の把握に努めるものとする。

(解説)

周辺景観と調和した公共事業を実施するためには、事業区域における景観特性を把握することが欠かせません。事業地の景観特性として、歴史や文化、土地利用の状況、地形、視点場と視対象の関係、街並み、植生、景観上重要な建造物や樹木等が考えられます。既往資料や現地踏査などから、これらを把握することが望まれます。

なお、現地の状況は季節や天候、時刻によって変化するものです。景観特性を把握するためには、そういった変化を踏まえた上で、異なる状況における複数回の調査を行うなどの工夫が望まれます。

また、景観に関連する計画・施策等として、景観法に基づく景観計画、景観に関する条例やマスタープランなどが考えられます。

(2) 施設の配置、規模、形状、材料、色彩等については、周辺の景観との調和に配慮するものとする。

(解説)

施設が周辺の景観に調和するためには、その配置、規模、形状、材料、色彩等に対する配慮が必要です。

施設が圧迫感を与える配置であったり、周辺から突出した規模であったり、地域に関連のない無意味な装飾を施したり、また、背景に比較して浮いた感じのする材料や鮮やか過ぎる色彩の材料を使用することは、周辺の景観に馴染まず違和感を生じさせ、景観を阻害する要因にもなります。

色彩が周辺の景観と調和しているかどうかは、特に背景との関係を十分に検討することが必要です。その際、季節や天気、時間帯によっても見え方が異なること、また時間の経過とともに素材そのものの経年変化や施設周辺の植生の成長など、様々な要因が時とともに変化していくことにも配慮することが望まれます。

(3) 地形の改変を伴う場合は最小限にとどめ、現況の地形を出来るだけ活かすよう努めるものとする。

(解説)

現況の地形を保全することは、景観の保全にとどまらず、既存の植物や野生生物の生息・生育環境の保全、また野生生物の移動空間の確保にもつながります。そのため、施設の規模や配置、構造や工法を検討し現況の地形を活かす工夫が必要です。それにより、法面や擁壁の規模を縮小出来るなど、合理性にもつながります。

公共施設を整備する以上、何らかの自然改変を伴うことはやむを得ないものです。自然改変により発生した法面に対しラウンディングやグレーディングを施すことは、改変面積は増えますが、現況地形への連続性を確保し地域景観に馴染ますために有効な方策の一つです。

(4) 良好な景観を形成している既存の樹木や樹林は、できる限り保存に努めるものとし、やむを得ず保存できない場合は、移植の検討や新たな緑の空間の創出に努めるものとする。

(解説)

歴史的な景観の一部となっている樹木や街道の並木、また地域のシンボルとなっている樹木のように良好な景観を形成している樹木や樹林は、出来る限り現場保存することが望まれます。計画上やむを得ず現場保存が出来ない場合は、移植により場所を変えた保存を行うか、樹種や樹齢などにより移植が困難と判断される場合には新たな緑の空間を創出することが望まれます。

4 - 2 . 施工段階

(1) 調査・構想・設計段階で検討した良好な景観の形成のための方針を損なわないよう留意するものとする。

(解説)

施工段階では、調査・構想・計画段階で検討された方針を損なわないようにすることが大切です。施工や管理の容易さのみから設計を変更したり、やりやすいところだけを取り出したりすることは避けなければなりません。

なお、調査・構想・設計段階で検討した方針が施工段階、維持管理段階へ引き継がれていくために、景観の形成のチェックシートを作成するなどの体制を整えておくことが望まれます。

(2) 施工中においても、景観を構成する一部として、周辺景観への配慮に努めるものとする。

(解説)

公共事業の施工段階においては、安全上の問題などから一般的に仮囲いや立入禁止柵などを設けたり、また、仮設備等を設置したり、建設資材等を仮置きしたりすることが考えられます。

しかし、施工中においても、その地域の景観を構成するひとつの要素となることから、一時的なものとして捉えるのではなく、敷地の周囲を緑化したり、景観に配慮した仮囲いを用いたり、あるいは、仮設備や建設資材等の見え方を工夫するなどして、工事中の景観に配慮することが望まれます。

4 - 3 . 維持管理段階

(1) 調査・構想・設計段階において意図された景観を継続的に保つため、適切な維持管理に努めるものとする。

(解説)

公共施設を適切に維持管理することは、良好な景観を保つうえで重要なことです。維持管理が行き届かない状態で放置されたままでは、景観は損なわれる一方です。維持作業は地道な活動ですが、美観が保たれている状態を継続させることが望まれます。

また、公共用地の占用行為に対しては、占用事業者には周辺の景観との調和に配慮するよう協力を求めていくことが望まれます。

なお、景観重要公共施設に指定された公共施設においては、景観行政団体と連携し、良好な地域景観の形成に資するような占用許可の基準を検討することも望まれます。

5 推進方策

景観に配慮した公共事業を継続的に推進するための方策は、次のとおりとする。

(1) 景観に配慮した公共事業の事例発表会や事例集の作成、景観に関する研修会の開催など、職員の良い景観の形成に対する意識の高揚に努めるものとする。

(解説)

公共施設の整備は、県土の景観形成に直接かかわることであり、これに携わる職員はよりよい景観形成を先導するという役割を担っているとも言えます。

そのため、景観に配慮した公共事業の事例発表会や事例集の作成、景観に関する研修会の開催などを通じて、公共事業に携わる職員の景観形成に対する正しい理解を深めるとともに、より一層の意識の高揚に努めます。

(2) 本指針の持続的かつ実効性を伴う運用及び関連施策との連携を図るため、関係部署による検討会議を開催するなどの推進体制の整備に努めるものとする。

(解説)

県が実施する公共事業は様々な部署で行われており、本指針の持続的かつ実効性を伴う運用をしていくためには、情報の共有や推進方策の検討など、横断的に連携して取り組んでいく必要があります。

また、景観に配慮した公共施設の整備は、観光振興や地域の活性化にも寄与するものであり、県が実施する関連施策との連携も重要です。

そのため、関係部署による検討会議を開催するなど、推進体制の整備に努めます。